

令和元年8月8日  
在ウクライナ日本国大使館

件名 いわゆる「ロマンス詐欺」の発生に関する注意喚起

- 最近、いわゆる「ロマンス詐欺」の発生が散見されている。
- 手口が非常に巧妙化している。
- 被招へい者から現金の送金を依頼された場合は、十分注意が必要。

1 最近、インターネット等で知り合ったウクライナ人を日本に招へいする際、被招へい者に航空券代等として現金を送金したら連絡が取れなくなるという、いわゆる「ロマンス詐欺」とも言われる、振り込め詐欺事案が散見されています。

2 具体的には、ウクライナで航空券を購入するには、ウクライナ人が直接旅行代理店に赴いて現金で払うしか方法がない、また、被招へい者の銀行口座にある程度の預金がないと査証を発給されないので現金が必要等の連絡があり、現金を送金するよう強く要請されているようです。また、旅行代理店からの連絡と称してウソのメールを添付するなど、手口が巧妙化しています。

また、振り込んだ後に詐欺と気づいても、実際に現金を取り戻せることはほとんどありません。

3 つきましては、現金を振り込むよう被招へい者等から強い依頼があった場合は、その真偽を注意深く確認して、詐欺の被害に遭わないように十分注意してください。

また、仮に被害に遭った場合は、日本の所轄の警察署に相談してください。

**【問い合わせ先】**

在ウクライナ日本国大使館領事部

電話 +38(044)490-5500

FAX +38(044)490-5502